

新田町会規約

平成 18 年 3 月 1 日現在

第 1 章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は新田町会と称し(以下「本会」と呼称す)事務所を原則として会長宅に置く

(組 織)

第2条 本会は中葛西、西葛西に所在し本会の趣旨に賛同する世帯及び商店、会社、工場等の事業所を以て組織する。

(目 的)

第3条 本会は自治団体にして会員相互の親睦と社会生活に於ける福祉の増進を図り、併せて文化の向上と相和の実を以て住み良い街作りを推進し、町の発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的達成の為、下記の事業を行う。

- ① 防災活動
- ② 環境整備清掃活動
- ③ 防犯活動
- ④ 交通事故防止活動
- ⑤ 青少年育成活動及び広報活動
- ⑥ 女性部活動
- ⑦ 慶弔、その他の協力又は連絡及町会会館の管理
- ⑧ 他町会との相互連絡、情報、友誼
- ⑨ その他本会の目的を達成するために必要と認める事項

(会 費)

第5条 本会の会費は定められた町会費を原則として其組長が徴収し、部長宅に納入する。

第 2 章 役 員

(役 員)

第6条 本会に下記の役員を置く。

- ① 会 長 1 名
- ② 副会長 若干名
- ③ 会 計 2 名
- ④ 会計監査 2 名
- ⑤ 委員長 若干名
- ⑥ 部 長 各部 1 名

(役員を選任)

第7条 役員は夫々下記の方法で選任する。

- ① 会長、副会長は現役員、顧問、相談役により現任者の任期満了 1 ヶ月前迄に選出するものとする。
- ② 副会長は原則として各地区より選出する。
- ③ 会計、会計監査、委員長、部長に就いては会長が委嘱する。

(役員任期)

第8条 役員任期は 2 ヶ年として再選は妨げない。補欠役員任期は前任者の残存期間とする。

(役員職務)

第9条

- ① 会長は会を代表し、会務を総理する。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は職務を代行する外夫々の担当部門の委員長に協力する。
- ③ 会計は会の金銭出納と会の財務管理に当る。
- ④ 会計監査は会の会計監査に当る。
- ⑤ 委員長は総務・消防・環境・防犯・交通・青少年・会館管理・広報・女性部の部門を分掌し、其の執行に当る。
- ⑥ 部長は担当地区内の会務と、本会の事業、行事の遂行に当る。

(顧問・相談役・参与)

第10条 本会に顧問・相談役及参与を置くことができる。

- ① 顧問・相談役及参与は会長の諮問に応じ、業務について意見を述べる事が出来る。
- ② 顧問には前任会長を、相談役には会長経験者をもって是に充て任期は無期限とする
- ③ 参与には前任副会長をもって是に充て、任期は会長在任期限内とする。

第 3 章 会 議

(会議の種類及招集並びに議長)

第11条 本会運営上通常役員会を会長が招集し、其の議長となる。

① 会長は必要に応じて総会を開くことが出来る。

但し会長は役員によって構成される役員会を以て総会に代えることが出来る。

(会議の議決事項)

第12条 会議の議決事項は次の各号に掲げる事項とする。

① 会務の遂行に関する件

② 渉外事項に関する件

③ 予算及決算の認定に関する件

④ 事業計画及事業報告の承認に関する件

⑤ 規約改廃に関する件

⑥ 役員を選任及解任に関する件

⑦ 財産の管理、処分に関する件

⑧ その他必要と認める件

(役員会)

第13条

① 役員会は会長、副会長、会計、会計監査、及各委員長、部長を以て構成し、会の運営に関する事項について審議する。

② 役員会は必要に応じて会長が招集する。

(議 決)

第14条

① 役員会の議事は役員の過半数を以て決し、可否同数の時は会長がこれを決する。

(会 費)

第15条

① 本会の経費は町会費、寄付金その他収入を以て充てる。

② 町会費の算定基準は別にこれを定める

第 4 章 慶 弔

第16条

① 町会員及其の家族の慶弔には、弔慰金5千円を供える。

- ② 格別功勞ありたる会員の葬儀に際して会長は役員と協議し、本条に拘らず弔慰を表す事が出来る。
- ③ その他慶弔見舞いに就いては必要に応じて会長は役員と協議し臨機の処置をする事が出来る。

第 5 章 表 彰

第17条 本会の為多大な貢献をし、功績顕著と認められた時、又は他の模範となる行為の有った時其当事者に対して役員会の議を経て表彰する事が出来る。

第 6 章 業務の執行及会計

(書類の備付及閲覧)

第18条 本会の事務所に下記の帳簿を備え付けて置くこととする。

- ① 町会規約
- ② 会員名簿
- ③ 役員名簿
- ④ 金銭出納簿
- ⑤ 会員徴収簿
- ⑥ 記録簿

第19条 会計は役員会に会計監査の意見添付した決算書を提出し、其の承認を求めなければならない。

第20条 本会の会員は第 18 条及前条の書類を役員立ち会いの上何時でも閲覧することが出来る。

第21条 会務の為活動した会員に対し費用の実費を弁済しなければならない。

第22条 本会は組織活動を円滑に行う為、各組に組長を置く。組長は各組より 1 名を選出し町会より依頼会務に協力する。

付 則

第23条 本会には必要に応じ別の細則を定めることが出来る。

第24条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日迄とする。

第25条 本規約は、役員会において出席役員の過半数の同意を得て改正することが出来る。